# 議会運営委員会会議録

開閉日時 令和 3 年 9 月 13 日 (月) 午前 9 時 57 分~午前 10 時 34 分 会 場 高浜市議場

1. 出席者

2番 神谷 直子、 8番 黒川 美克、 10番 杉浦 辰夫、 12番 鈴木 勝彦、13番 今原ゆかり、 15番 内藤とし子 オブザーバー

議長(9番)柳沢 英希、 副議長(3番)杉浦 康憲、 5番 岡田 公作、 6番 柴田 耕一、 16番 倉田 利奈

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 荒川 義孝、 7番 長谷川広昌、 11番 北川 広人、14番 小嶋 克文、 杉浦 浩一

- 4. 説明のため出席した者 市長、総務部長、行政GL
- 5. 職務のため出席した者 議会事務局長、書記2名
- 6. 付議事項
  - 1 令和3年9月定例会について
    - (1) 議案の説明について
    - (2) 議案の取り扱いについて

- (3) 一般質問の受付について
- (4) 決算特別委員会委員の選任について
- (5) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて
- (6) 追悼演説について
- 2 高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正について
- 3 その他

# 7. 会議経過

# 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

市長挨拶

# 議長挨拶

委員長 次に本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件につきましては、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷直子委員を指名いたします。

本日御協議いただきます案件は、お手元に配付されております付議事項のと おりであります。

それでは、案件の順序に従い、逐次進めてまいりますので、よろしく御協力 をお願いいたします。

# 《議 題》

- 1 令和3年9月定例会について
  - (1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めます。

説(総務部) それでは、令和3年9月定例会に付議させていただきます案件 につきまして御説明を申し上げます。

初めに提出予定案件一覧表をお願いいたします。

案件といたしましては、同意が1件、承認が1件、一般議案が43号から46号までの4件。補正予算が47号から52号までの6件、認定が8件、報告が3件の計23件をお願いするものでございます。

提出予定案件一覧表の次の資料、提出予定議案の概要をお願いいたします。 同意、承認及び一般議案につきましては、この資料に沿って御説明を申し上げ ます。

初めに同意第6号、監査委員の選任につきましては、前任の神谷利盛氏の逝去に伴い、小嶋克文氏を選任いたしたく御同意をお願いするものであります。

承認第2号は、高浜市議会議員補欠選挙の執行に伴う一般会計補正予算(第4回)を8月10日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、議会に御報告を申し上げ、御承認をお願いするものであります。

議案第 43 号は、公共駐車場施設整備基金を設置し、公共駐車場事業で生じた余剰金を積み立てるものであります。

議案第 44 号は、開発行為により設置された道路の市への帰属に伴い、市道路線として認定するものであります。

議案第 45 号は、令和 2 年度水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について御議決をお願いするものであります。

議案第 46 号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律の一部改正に伴い条文の整備を行うものであります。

続きまして、議案第47号、令和3年度一般会計補正予算(第5回)につい

て御説明申し上げます。補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は歳入歳出それぞれ 1 億 2,275 万 1,000 円を追加し、補正後の予算総額を 163 億 74 万 2,000 円といたすものであります。

8ページをお願いします。債務負担行為補正は、女性文化センター空調設備 更新工事費について限度額を定めるものであります。

10ページをお願いします。地方債補正として中段の小学校施設改修事業は限度額を7,050万円に増額いたすもので、女性文化センター改修事業は限度額を2,160万円に設定いたすものであります。

少し飛びまして、52ページをお願いいたします。歳入について申し上げます。 9款1項1目地方特例交付金は交付額の決定に伴い、増額いたすものであります。

14 款 2 項 2 目民生費国庫補助金の介護保険事業費補助金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修に対する補助金で、国からの内示に伴い計上いたすものであります。

14 款 2 項 5 目教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金は、翼小学校空調機更新工事費に対する交付金で、国からの交付決定に伴い計上するものであります。

公立学校情報機器整備費補助金は、ICT技術者の配置に必要な経費に対する補助金で、国からの交付額の決定に伴い計上するものであります。

15 款 2 項 9 目教育費県補助金の外国人児童生徒日本語教育支援事業費補助金は、公立学校に在籍する外国人児童生徒等に対する教育支援事業の実施に必要な経費に対する補助金で、県からの内定に伴い計上するものであります。

スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金は、スクールサポートスタッフの配置に必要な経費に対する補助金で、県からの交付予定額の決定に伴い計上するものであります。

17 款 1 項 2 目総務費寄附金の市制施行 50 周年記念事業基金指定寄附金、教育振興・子育て支援基金指定寄附金は、匿名の方お二人から 4 万 9,000 円と 200 万円をそれぞれ御寄附いただいたものであります。

54ページをお願いいたします。

18 款 1 項 1 目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として減額いたすものであります。

市制施行 50 周年記念事業基金繰入金は、寄附金によるもの及び令和 2 年度の未充当分を繰り入れるものであります。

19 款 1 項 1 目繰越金は前年度繰越金の額の確定に伴い、増額いたすものであります。なお、その他の歳入につきましてはその大半が歳出と連動いたしておりますので、事業概要につきましては歳出のところで申し上げます。

58ページをお願いいたします。歳出について申し上げます。

1款1項1目議会費の4議会研修事業は、新型コロナウイルス感染症の流行 に伴う現下の社会経済情勢に鑑み、議員の政務活動費等を減額いたすものであ ります。

2款1項 18 目防災対策費は、避難所へ新型コロナウイルス感染症対策用の 消耗品及び備品を備える費用を計上いたす等のものであります。

60ページをお願いいたします。

2款2項1目賦課徴収費は、法人市民税に係る還付が発生したため、過年度 還付金及び加算金を増額いたすものであります。

2款8項1目基金費の公共施設等整備基金積立金、教育振興・子育て支援基金積立金及び市制施行50周年記念事業基金積立金は、今回の補正予算の財源調整や寄附金を積み立てるもので、都市計画事業基金積立金は、都市計画税の充当事業に対して都市計画税収入が上回った余剰金を積み立てるものであります。62ページをお願いします。

3款1項2目地域福祉推進費は、新型コロナウイルス感染症対策として、いきいき広場内のクッキングスタジオの換気機能を向上させるための工事費を計上するものであります。

3款1項13目高齢者医療費は、前年度の療養給付費負担金の額の確定に伴い増額いたすものであります。

3款1項16目介護保険事業費及び17目後期高齢者医療事業費は、前年度繰越金の額の確定等により特別会計への繰出金をそれぞれ減額いたすものであります。

3款2項2目保育サービス費、64ページをお願いし、3目家庭支援費の各事業は、いずれも保育園を初めとした児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策として、マスクや消毒液等の衛生用品を購入する費用の補助等を行うものであります。

同じく 64 ページ、8 款 8 項 2 目交通安全啓発費は、自転車用ヘルメット購入費補助金について、申請件数が当初の想定よりも多くなったため増額いたすものであります。

66 ページをお願いします。10 款 2 項 1 目学校管理費は、小学校における新型コロナウイルス感染症対策として水泳指導が中止になったことに伴い委託料を減額するほか、工事請負費として吉浜小学校の普通教室不足を解消するために旧コンピューター室を普通教室に転用する工事費を計上するとともに、高取小学校において緊急連絡時等に円滑な連絡を可能にする校内緊急連絡装置を整備する工事費を計上いたすものであります。

10款5項2目生涯学習機会提供費は、女性文化センターの空調設備を次年度の夏季までに更新するための工事費を計上いたすものであります。

10款6項2目生涯スポーツ費は、市民レガッタの中止に伴い委託料を減額いたすものであります。

68 ページをお願いします。12 款公債費は、市債の利率見直し等に伴い元金 及び利子を増減いたすものであります。

1ページにお戻りをお願いいたします。議案第 48 号、国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)ほか4特別会計の補正予算は、いずれも前年度繰越金の額の確定等に伴う補正を主な内容といたしております。

続きまして、決算の概要につきまして申し上げます。

決算書2ページの会計別決算総括表をお願いいたします。認定第1号から認定第8号までは、令和2年度の一般会計ほか5特別会計及び別冊の水道事業会計及び下水道事業会計の決算認定をお願いするものであります。

初めに一般会計の歳入決算額は 235 億 2,554 万 173 円。歳出決算額は 228 億 1,698 万 3,789 円。差引残額は 7 億 855 万 6,384 円であります。

決算書の中ほどになりますが 194 ページ。実質収支に関する調書をお願いい

たします。実質収支につきましては、3歳入歳出差引額から4の翌年度へ繰越 しすべき財源を差し引いた後、実質収支額は6億8,465万9,384円であります。

2ページの総括表にお戻りをお願いいたします。特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計は、歳入決算額は 33 億 706 万 9,996 円。歳出決算額は 32 億 4,749 万 6,488 円。差引残額は 5,957 万 3,508 円であります。

土地取得費特別会計は、歳入決算額は 5,741 万 8,814 円。歳出決算額は 634 万 3,803 円。差引残額は 5,107 万 5,011 円であります。

公共駐車場事業特別会計は、歳入決算額は 9,433 万 6,140 円。歳出決算額は 3,048 万 2,554 円。差引残額は 6,385 万 3,586 円であります。

介護保険特別会計は、歳入決算額は 28 億 9,576 万 1,799 円。歳出決算額は 28 億 3,775 万 5,199 円。差引残額は 5,800 万 6,600 円であります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額は5億5,111万850円。歳出決算額は5億4,394万2,546円。差引残額は、716万8,304円であります。

続きまして、別冊の水道事業会計及び下水道事業会計について申し上げます。 初めに水道事業会計決算書の6ページ、7ページの水道事業決算報告書をお 願いいたします。収益的収入、水道事業収益は8億5,601万6,426円。収益的 支出、水道事業費用は7億7,157万3,022円であります。

8ページ、9ページをお願いします。資本的収入は7,419万3,774円。資本的支出は3億6,487万2,331円であります。

次に下水道事業会計決算書の6ページ、7ページの下水道事業決算報告書を お願いいたします。収益的収入、下水道事業収益は9億3,463万2,999円。収 益的支出、下水道事業費用は8億8,983万1,907円であります。

8ページ、9ページをお願いいたします。資本的収入は11億2,320万7,022円。資本的支出は12億4,369万3,216円であります。

続きまして、別冊の報告案件について申し上げます。

報告第 11 号は、財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の御報告をさせていただくものであります。

報告第 12 号及び報告第 13 号は、市有自動車の事故に関し損害賠償額の決定

及び和解について専決処分を行いましたので、その報告をさせていただくものであります。

以上が9月定例会に付議させていただきます案件でございます。よろしくお 願い申し上げます。

委員長 ただいま当局より説明のありましたとおり、同意1件、承認1件、一般議案4件、補正予算6件、決算認定8件、報告3件であります。

ただいまの説明に対する質疑を許します。

質疑なし

委員長 ないようでしたら市長。

市長挨拶

委員長 当局の方はご退席願います。お疲れ様でした。

(2) 議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明を願います。

説(事務局 副主幹) それでは説明させていただきます。

9月定例会の会期及び会議日程につきましては、既に6月23日開催の議会 運営委員会で決定をいただいておりますが、会期につきましては、9月21日か ら10月19日までの29日間でございます。

議案の取扱いにつきまして資料をごらんください。

議案の取扱いにつきましては、9月 21 日の本会議初日において、同意第 6 号及び承認第 2 号を即決で願い、続いて議案の上程、説明を受け、報告第 11 号から報告第 13 号までの報告を受けます。

9月27日第2日目と28日第3日目の2日間は、一般質問を行い、一般質問終了後に関連質問を願い、9月30日の第4日は総括質疑、決算特別委員会の設

置、議案の委員会付託をお願いいたします。

10月4日から6日までの3日間は、決算特別委員会において議案第45号及び認定第1号から認定第8号までの付託案件の審査を願います。

なお、議案第 45 号、令和 2 年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び認定第 7 号、令和 2 年度高浜市水道事業会計決算認定については、本会議の総括質疑、決算特別委員会での質疑ともに、水道事業会計決算に係る案件での関連上、一括議題とさせていただきます。

10月12日の総務建設委員会においては、議案第43号及び議案第44号までの一般議案2議案並びに議案第47号から議案第50号まで並びに議案第52号の補正予算5議案を審査願います。

10月13日の福祉文教委員会においては、議案第46号の一般議案1議案並びに議案第47号及び議案第51号の補正予算2議案を審査願います。

なお、補正予算につきましては付託委員会区分を明示したものを別途配付させていただいておりますので御了承お願いいたします。

最終日の10月19日は委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順に行います。説明は以上でございます。

委員長 ただいま事務局が説明しました案の通りに決めさせていただいてよろ しいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、案のとおりに決定させていただきます。

## (3) 一般質問の受付について

委員長 一般質問の受け付けは議会運営に関する申合せにより、9月14日火曜日の午前8時30分から午後5時までとします。

質問の順序は受付順とします。

ただし、9月14日の午前8時30分以前に2人以上ある場合は、抽せんによ

り質問の順序を決めさせていただきます。 これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。そのように決定をさせていただきます。

なお、9月2日開催の議会運営委員会において、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一般質問の時間を70分から40分に短縮することが決定していますので、あわせてよろしくお願いいたします。

(4) 決算特別委員会委員の選任について

委員長 事務局より説明を願います。

説(事務局 副主幹) それでは御説明させていただきます。

決算特別委員会委員の構成メンバーは、4年間の構成表で既にお決めをいただいておりますので、構成メンバーについて御報告させていただきます。

決算特別委員会委員は神谷直子議員、杉浦康憲議員、柴田耕一議員、黒川美 克議員、杉浦辰夫議員、鈴木勝彦議員、小嶋克文議員、内藤とし子議員の8名 となります。

委員長 この9月定例会における決算特別委員会委員に、ただいま事務局から 報告のありました8名を議長より指名することに御異議ございませんか。

意(13) 小嶋克文議員を私、今原ゆかりに変更願います。

委員長 ただいま、今原ゆかり委員より小嶋克文議員を今原ゆかり議員に変更 したいとの発言がございました。

改めまして、決算特別委員会委員に先ほど事務局から報告のありました8名のうち、小嶋克文議員を今原ゆかり議員に変更し、神谷直子議員、杉浦康憲議員、柴田耕一議員、黒川美克議員、杉浦辰夫議員、鈴木勝彦議員、今原ゆかり議員、内藤とし子議員の以上8名を議長より指名することに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですのでそのように決定いたします。

(5) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて 委員長 本日までに提出がありましたのは、陳情書 12 件です。

陳情第2号及び陳情第 13 号につきまして、付託先の委員会を事務局から発 言願います。

説(事務局 副主幹) それでは、御手元に陳情文書表案と各陳情書の写しを配付させていただいておりますが、提出されました陳情 12 件の付託委員会につきましては、陳情第 3 号、陳情第 4 号、陳情第 7 号及び陳情 9 号については総務建設委員会に付託。陳情第 2 号、陳情第 5 号、陳情第 6 号、陳情第 8 号及び陳情第 10 号から陳情第 13 号までを福祉文教委員会に付託するということでお願いしたいと思います。

委員長 ただいま各陳情の付託委員会について、事務局より発言がありましたが、そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですのでそのように決定させていただきます。

#### (6) 追悼演説について

委員長 8月6日に神谷利盛議員がお亡くなりになりました。つきましては、本市の先例にならい9月定例会の初日9月21日に議事日程に上げ、追悼の意を表し、追悼演説を実施したいと思います。

なお、追悼演説は杉浦康憲副議長にお願いし、御遺族の方には傍聴席にて拝

聴していただくということとしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですのでそのように決定させていただきます。

- 2 高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正について 委員長 提案者より説明を求めます。
- 説(2) 高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正について、提案理由を述べ させていただきます。

高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正について提案理由の説明をする前に、前回の議会運営委員会において、市政クラブは議長案に賛成する旨お伝えいたしましたが、再度検討した結果、議長案を一部修正した案を提出させていただきましたので、あわせて御説明をさせていただきます。

新旧対照表をごらんください。

初めに、議長案からの修正点ですが2ページをごらんください。審査会の設置等について定めた第5条につきまして、第1項目、規程により却下する場合を除きとしていたところ、規程との整合性を図るため、議長案として施行規程第4条第1項に明記されていた審査請求を却下する場合を、条例第5条第1項の各号に明記するように修正いたしました。

次に3ページをごらんください。また政治倫理条例基準違反等の審査について定めた第6条について、第1項中、当該審査請求の適否の後に署名の有効性を含む括弧を加えました。以上が議長案からの修正でございます。

それでは、議案説明をさせていただきます。

条例の案文をごらんください。本議案は、提出者は私、神谷直子。議長、副 議長を除きまして、賛成者といたしまして、荒川義孝議員、杉浦浩一議員、岡 田公作議員、柴田耕一議員、長谷川広昌議員、黒川美克議員、杉浦辰夫議員、 北川広人議員、鈴木勝彦議員、今原ゆかり議員、小嶋克文議員。以上の賛成者をもって提案するものでございます。

本議案の提案理由は、市民による審査請求の手続及び審査結果の報告等について明確化するため条文の整備をするものでございます。

主な改正内容は、第4条の審査の請求において第2項とし議長は市民による審査請求があったときは、連書の総数が規定する数に満たない場合を除き、高浜市選挙管理委員会に対し、署名したものが名簿登録者であることの確認を求めるものとするを加えまして、審査会の設置等について定めた第5条では、第1項中、次の各号のいずれかに該当する場合を除きを加え、審査請求を却下する場合を各号に定めております。

また、第6条第4項では、審査会を原則非公開から原則公開に改めまして、 出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、これを非公開とするに改めてお ります。

また第7条の次に、報告文書の送付等について定めた第8条を加え、第1項では、議長は審査結果の報告があった日から7日以内に審査請求の代表者及び関係議員に送付するとともに、その概要を速やかに公表するとし、第2項では議長は政治倫理基準に違反する行為があった旨の報告があったときには、関係議員に対する議会の措置を求めなければならないと定めております。

なお、この条例は、附則において公布の日から施行することといたしております。以上であります。

賛成をしてくださった議員だけではなく、全議員の御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

委員長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

#### 質疑なし

委員長 質疑もないようですので、この議案の取扱いについて事務局から説明 を願います。

説(事務局 副主幹) それでは説明させていただきます。

ただいま説明のありました議員提案については、議案第 53 号とし、本会議初日に上程、説明し、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決の順に行いたいと思います。説明は以上でございます。

委員長 ただいま事務局が説明した通り決定してよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですのでそのように決定させていただきます。

## 3 その他

委員長 私から今後の議会運営委員会の日程についてお願いいたします。

初めに、9月30日の木曜日、本会議第4日目の終了後、各常任委員会での自由討議に付する案件を選定するため、各派会議の開催後、議会運営委員会を開催いたしますので、御予定願います。

続いて、令和3年12月定例会の日程を協議する議会運営委員会を10月13日の水曜日、福祉文教委員会終了後に開催したいと思いますので、御予定願います。私からは以上です。

ここで議長より発言を求められていますので、これを許可します。

議長 皆様の御手元に資料要求願というものがあると思います。例年いつも内藤とし子議員さんが出してくださってるものなんですけども、資料要求願ということで令和2年度決算審査に関し慎重なる審議をするために、下記資料の要求を願いましたというものがあると思います。こちらのほう、また、市長に資料要求を提出すべきか議会運営委員会でお諮りをいただきたいなと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員長 ただいま議長より、内藤とし子議員から提出されました資料要求願について、議会運営委員会で諮る依頼がありました。資料要求については議会運営に関する申合せ事項において、議案審議に当たり資料要求する場合は議長に資料請求願書を提出し、議長はこれを議会運営委員会に諮り、資料要求を当局

に要求することと決せられた場合は、議長は当局に資料を要求するとあること から議会運営委員会で諮るものです。

今回の資料要求について、まず内藤議員より御説明いただき、市長に資料要求を提出すべきか諮りたいと存じますので、内藤とし子議員、説明を願います。説(15)毎回、この資料要求をお願いしていますが、やはり、慎重な審議をするためには、こういう細かい資料がないと出来ませんので、ぜひお願いいたします。

委員長 ただいま内藤議員から説明がありましたが、この件について御意見の ある方はお願いいたします。

# 意見なし

委員長 意見もないようですので、本件につきましては、過去から決算審査に 当たって、資料請求願が出されており、これを市長に資料要求してきたもので すので、これまでどおり議会として資料要求するものとしてよろしいでしょう か。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 よって、内藤とし子議員提出の資料請求願を議長より市長に提出することとします。

ほかに皆さんのほうで何かあれば願います。

# 意見なし

委員長 それでは以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

## 委員長挨拶

# 閉会 午前 10 時 34 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長